平成２５年（フ）第２２４号
名古屋市中村区烏森町８丁目709番地　ラポール烏森Ａ棟206号
債務者　加藤　　寿
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８４号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘４棟705号
債務者　土井　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１号
兵庫県伊丹市安堂寺町３丁目217番地７
債務者　竹下あけみ
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１０３号
鳥取県米子市東福原４丁目21番10号　103号
債務者　岩坂　　将
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８８号
鳥取県米子市尾高782番地７　メゾン・ド・ソレイユ101号、旧住所島根県隠岐郡隠岐の島町城北町255番地
債務者　松田　久志
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８９号
鳥取県米子市尾高782番地７　メゾン・ド・ソレイユ101号、旧住所島根県隠岐郡隠岐の島町城北町255番地
債務者　松田　里恵
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第６号
島根県浜田市港町285番地１　502
債務者　芳本　千夏
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第７号
島根県浜田市日脚町360番地53　４―413
債務者　今浦加代子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１３号
山口県下関市楠乃５丁目８番24号　サンビレッジ楠乃Ｂ―201号
債務者　岡部　　満
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
徳島市富田橋５丁目８番地　三谷ビル２Ｆ
債務者　川野　　齊
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４４号
愛媛県松山市小坂４丁目16番５号　サントハウス103号
債務者　本田　孝男
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
愛媛県四国中央市上分町177番地１、前住所愛媛県四国中央市金生町下分1579番地１
債務者　石川　　光
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２５号
愛媛県四国中央市土居町土居251番地第１
債務者　津村　捷夫
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２６号
愛媛県四国中央市土居町土居251番地第１
債務者　津村千佐子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２７号
愛媛県四国中央市三島朝日１丁目９番２号エリエールハイツ南翠12号、前住所兵庫県宍粟市山崎町鹿沢70番地１　グロリア山崎503
債務者　森下　美保（旧姓黒河）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第９号
愛媛県今治市喜田村２丁目４番12号　東液商事ビル２　102号、前住所神戸市東灘区住吉台５番２―706号、前々住所神戸市東灘区本山中町４丁目12番２号、前々々住所兵庫県宝塚市鶴の荘２番35号
債務者　中嶋　健吾
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
松山地方裁判所今治支部